

日本製紙株式会社と特種東海製紙株式会社による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等に関する審査結果について

平成28年3月18日
公正取引委員会

公正取引委員会は、日本製紙株式会社（法人番号8011501009422）（以下「日本製紙」という。）と特種東海製紙株式会社（法人番号3080001014336）（以下「特種東海製紙」という。）による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等（以下「本件企業結合」という。）について、日本製紙及び特種東海製紙から独占禁止法の規定に基づく計画届出書の提出を受け、審査を行ってきたところ、本件企業結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、日本製紙及び特種東海製紙に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

第1 本件の概要

本件企業結合は、①日本製紙が、特種東海製紙が新設する子会社（本件製造会社）の株式に係る議決権を20%を超えて取得し、また、②日本製紙と特種東海製紙が共同新設分割により段ボール原紙等の販売部門を統合した会社（本件販売会社）を新設するものである。

なお、本件企業結合では、日本製紙から、前記①について、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき株式取得に関する計画届出書が、日本製紙及び特種東海製紙から、前記②について、独占禁止法第15条の2第2項の規定に基づき共同新設分割に関する計画届出書が、それぞれ提出された。

第2 本件の経緯

平成27年	9月18日	株式取得及び共同新設分割に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）
	10月16日	報告等の要請（第2次審査の開始）
	12月25日	全ての報告等の受理 （意見聴取の通知期限：平成28年3月25日）
平成28年	3月18日	排除措置命令を行わない旨の通知

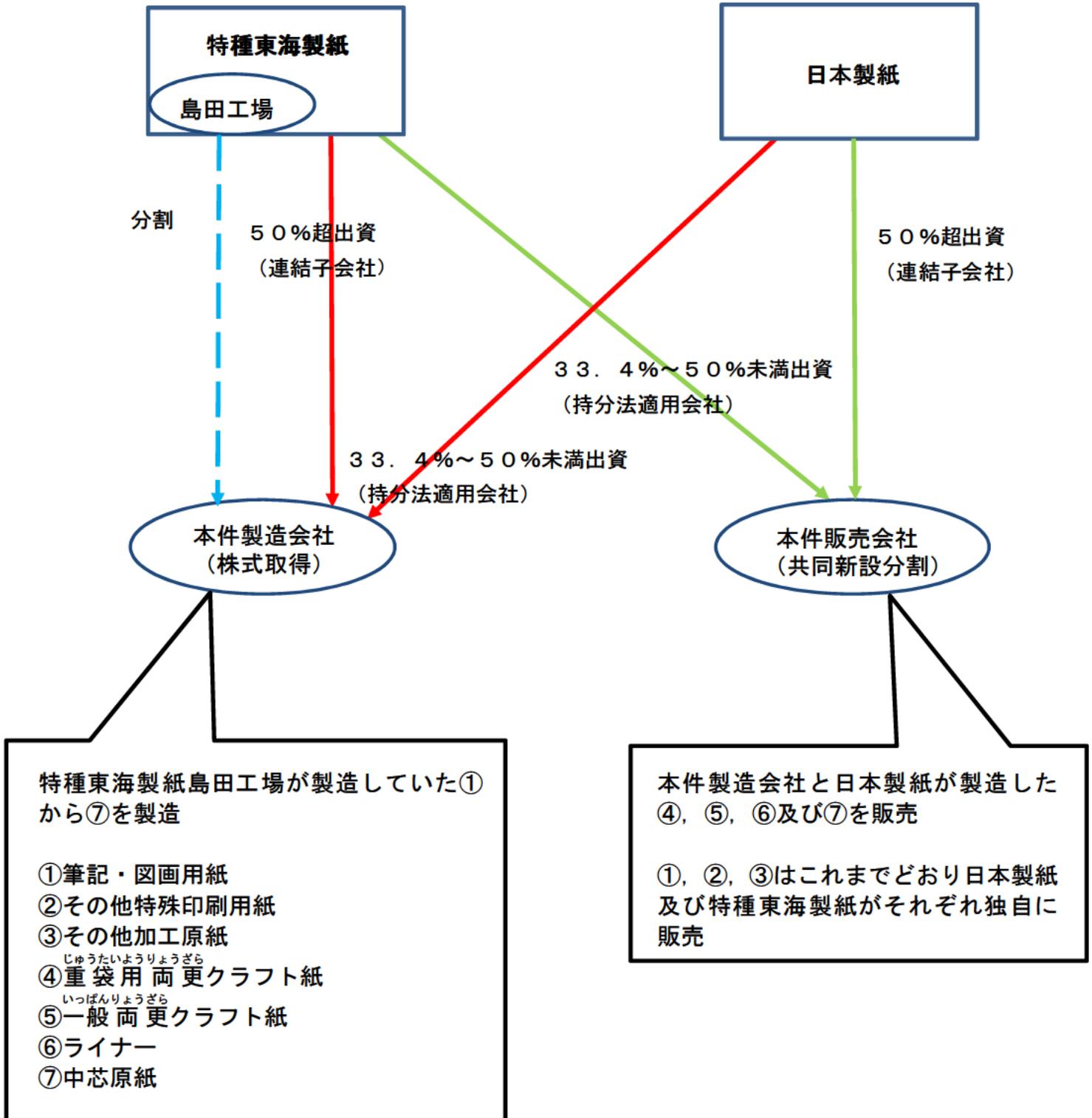
第3 結論

当委員会は、本件企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した（商品概要や審査結果の詳細については別紙参照）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
	電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

参考

1 本件企業結合のスキーム

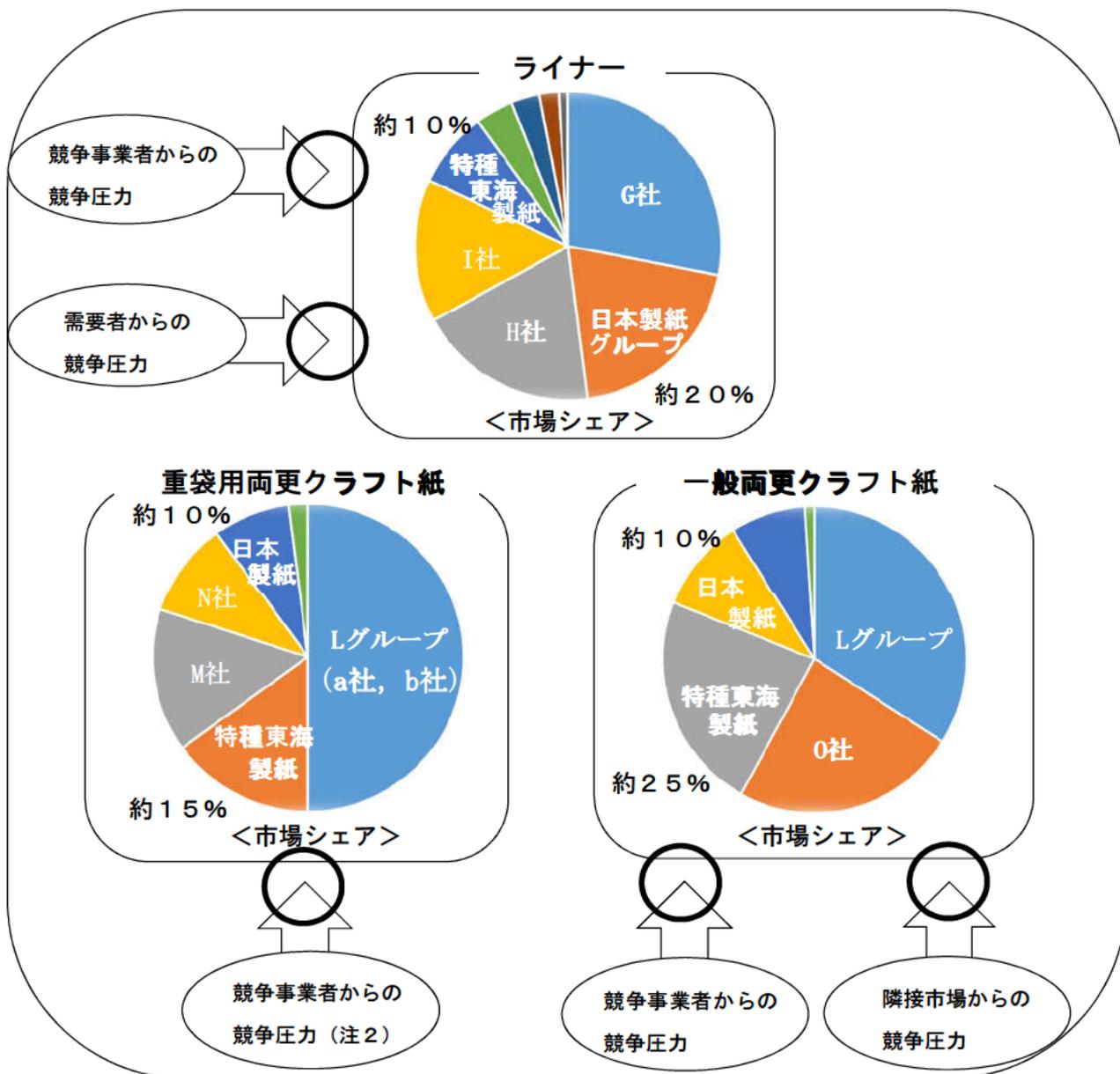


2 本件企業結合の対象商品

紙の種類	用途
筆記・図画用紙	ノート, 便箋, 帳簿などの仕様に適するよう製造された筆記用紙及び製図, スケッチブックなどの仕様に適するよう製造された図画用紙
その他特殊印刷用紙	小切手, 手形, 証券, グリーティングカード, 地図, 製図用紙, ファンシーペーパーなどの特殊な用途に使われる紙
その他加工原紙	硫酸紙, 耐油紙, 防錆紙等の塗布, 含浸などの加工を施して使用される紙
重袋用両更クラフト紙	セメント, 肥料, 米麦, 農産物などを入れる大型袋に使用される紙
一般両更クラフト紙	粘着テープ, 角底袋, 包装用及び加工用などに使用される紙
ライナー	段ボールシートの表裏や段ボール箱の中仕切りに使用される段ボール原紙
中芯原紙	段ボールシートの内側(波状)部分に使用される段ボール原紙

(出典：日本製紙連合会が公表している紙及び板紙の各品種分類表に基づき担当官作成)

3 本件審査の概要図（注1）



本件企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断

(注1) 前記2の本件企業結合の対象商品のうち、筆記・図画用紙、その他特殊印刷用紙及びその他加工原紙については、当事会社が情報遮断措置を採ることなどから、中芯原紙については、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当することから、それぞれ一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

(注2) Lグループ内のa社とb社との間には、結合関係が形成されているが、a社が保有するb社の議決権保有比率は20%を僅かに超えるものであること、過去の企業結合審査において、重袋用両更クラフト紙の製造・販売に関し、それぞれ独立して事業活動を行うこと等を当委員会に約束していること等により、重袋用両更クラフト紙については、a社とb社の間には独立して事業活動を行う関係が維持されているものとして審査を行った。

日本製紙株式会社と特種東海製紙株式会社による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等に関する審査結果について

第1 当事会社

日本製紙株式会社（以下「日本製紙」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「日本製紙グループ」という。）は、紙・板紙・パルプを製造販売する会社である。

特種東海製紙株式会社（以下「特種東海製紙」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「特種東海製紙グループ」という。）は、紙・板紙・パルプを製造販売する会社である。

以下、日本製紙と特種東海製紙を併せて「当事会社」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、①日本製紙が、特種東海製紙が新設する子会社（筆記・図画用紙、その他特殊印刷用紙、その他加工原紙、重袋用両更クラフト紙、一般両更クラフト紙、ライナー及び中芯原紙を製造する。以下「本件製造会社」という。）の株式を取得し、また、②日本製紙と特種東海製紙が共同新設分割によりそれぞれの重袋用両更クラフト紙、一般両更クラフト紙、ライナー及び中芯原紙に係る販売部門を統合した会社（以下「本件販売会社」という。）を新設することを計画しているものである（以下、株式取得と共同新設分割を併せて「本件企業結合」という。）。

当事会社は、共に紙・板紙・パルプを製造販売しており、前記本件製造会社及び本件販売会社を取り扱う製品について水平関係¹にある。

なお、本件企業結合では、日本製紙から、前記①について、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき株式取得に関する計画の届出が、日本製紙及び特種東海製紙から、前記②について、独占禁止法第15条の2第2項の規定に基づき共同新設分割に関する計画の届出があった。

関係法条は、独占禁止法第10条及び第15条の2である。

第3 本件審査の経緯及び審査結果の概要

1 本件審査の経緯

当事会社は、平成27年9月以降、本件企業結合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、同年9月18日に、独占禁止法の規定に基づき日本製紙から株式取得計画の届出書が、日本製紙及び特種東海製紙から共同新設分割計画の届

¹ 同一の取引分野において競争関係にあることを指す。

出書が提出されたので、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、前記届出書その他の当事会社から提出された資料を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年10月16日に届出会社に対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持ち論点等の説明及び議論を行った。また、届出会社から順次提出された報告等のほか、需要者、流通業者、競争事業者等に対するヒアリング及び書面調査の結果等を踏まえて、本件企業結合が競争に与える影響について審査を進めた。

なお、届出会社に対する報告等の要請については、平成27年12月25日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

2 審査結果の概要

本件においては、本件企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第4 本件企業結合による結合関係について

1 本件製造会社の設立

特種東海製紙が、段ボール原紙、クラフト紙等を製造する島田工場を子会社（本件製造会社）として分社化し、日本製紙が、本件製造会社の株式に係る議決権について20%を超えて（33.4%から50%未満の範囲）取得し、同社を特種東海製紙の連結子会社、日本製紙の持分法適用会社とする（本件製造会社の役員について、その総数等については未定であるが、議決権保有割合に基づいて、当事会社から派遣される予定である。）。

本件製造会社においては、これまで特種東海製紙の島田工場が製造していた、「①筆記・図画用紙」²、「②その他特殊印刷用紙」³、「③その他加工原紙」⁴、「④重袋用両更クラフト紙」⁵、「⑤一般両更クラフト紙」⁶、「⑥ライナー」⁷及び「⑦中芯原紙」⁸をこれまでどおり製造する（本件製造会社では日本製紙グループの製品は製造しない。）。

² ノート、便箋、帳簿などの仕様に適するよう製造された筆記用紙及び製図、スケッチブックなどの仕様に適するよう製造された図画用紙

³ 小切手、手形、証券、グリーティングカード、地図、製図用紙、ファンシーペーパーなどの特殊な用途に使用される紙

⁴ 硫酸紙、耐油紙、防錆紙等の塗布、含浸などの加工を施して使用される紙

⁵ セメント、肥料、米麦、農産物などを入れる大型袋に使用される紙

⁶ 粘着テープ、角底袋、包装用及び加工用などに使用される紙

⁷ 段ボールシートの表裏や段ボール箱の中仕切りに使用される段ボール原紙

⁸ 段ボールシートの内側（波状）部分に使用される段ボール原紙

2 本件販売会社の設立

日本製紙及び特種東海製紙が、共同新設分割により段ボール原紙及びクラフト紙の販売部門を統合して本件販売会社を設立し、同社を日本製紙の連結子会社、特種東海製紙の持分法適用会社とすることを計画しているものである（本件販売会社の役員について、その総数等については未定であるが、議決権保有割合に基づいて、当事会社から派遣される予定である。）。

本件販売会社では、本件製造会社で製造される特種東海製紙の「④重袋用両更クラフト紙」、 「⑤一般両更クラフト紙」、 「⑥ライナー」及び「⑦中芯原紙」並びに日本製紙グループが同グループの工場で製造した「④重袋用両更クラフト紙」、 「⑤一般両更クラフト紙」、 「⑥ライナー」及び「⑦中芯原紙」の販売を担当する。

なお、本件製造会社が製造した特種東海製紙の「①筆記・図画用紙」、 「②その他特殊印刷用紙」及び「③その他加工原紙」については、従来どおり全量を特種東海製紙グループが引き取り、特種東海製紙の三島工場が製造する「②その他特殊印刷用紙」及び「③その他加工原紙」並びに岐阜工場が製造する「②その他特殊印刷用紙」と併せて販売する。

3 結合関係

本件製造会社及び本件販売会社に対して日本製紙及び特種東海製紙が出資することにより、本件製造会社と日本製紙及び特種東海製紙との間、本件販売会社と日本製紙及び特種東海製紙との間で結合関係が生じるほか、本件製造会社及び本件販売会社を通じて日本製紙と特種東海製紙との間に間接的な結合関係が形成されることとなる。

本件企業結合により、本件製造会社を通じて、①筆記・図画用紙、②その他特殊印刷用紙及び③その他加工原紙について、日本製紙と特種東海製紙の間に間接的な結合関係が形成されることとなる。この点について、当事会社は、本件製造会社において、情報遮断措置を講じ、前記①から③に関する製造原価等の競争上有意な情報について日本製紙に開示しないこと等としている。

以上のように、①筆記・図画用紙、②その他特殊印刷用紙及び③その他加工原紙については、当事会社は従来どおりそれぞれ独自に販売すること及び本件製造会社において前記の措置等が採られることを前提とすれば、本件企業結合が、①筆記・図画用紙、②その他特殊印刷用紙及び③その他加工原紙の競争に与える影響は小さいと考えられる。

したがって、以下では、④重袋用両更クラフト紙、⑤一般両更クラフト紙、⑥ライナー及び⑦中芯原紙について検討した。

第5 製紙業界等の概要

1 製品概要

(1) 段ボール原紙（ライナー及び中芯原紙）

板紙のうちライナー及び中芯原紙はいずれも段ボール原紙に分類され、波形に成形した中芯原紙の片面又は両面にライナーを貼り合わせたものが段ボールシートになり、この段ボールシートを使用して箱状に成形したものが段ボールケース（段ボール箱）となる。

(2) クラフト紙（重袋用両更クラフト紙及び一般両更クラフト紙）

重袋用両更クラフト紙及び一般両更クラフト紙は、パルプを原料とした紙のうち、漂白工程を経ないクラフト紙である。クラフト紙は、日本製紙連合会（以下「連合会」という。）が公表している紙及び板紙の各品種分類表（以下「連合会分類表」という。）では包装用紙に分類されている。連合会分類表において、重袋用両更クラフト紙及び一般両更クラフト紙は、未ざらし包装紙に分類され、一般両更クラフト紙は、さらに細分類としてその他両更クラフト紙の一つに分類されている。

主な用途としては、重袋用両更クラフト紙は米麦等の農作物、肥料、セメント等を入れる大型のクラフト紙袋に、一般両更クラフト紙は角底袋、粘着テープ等に使用される。

2 市場規模

紙・板紙の国内需要量は、平成12年（3196万トン）をピークに3000万トン台で推移していたが、平成21年に2791万トンまで大幅に落ち込み、以降は約2700万トンから2800万トン台で推移している。

製紙業者による紙の国内販売金額（平成26年）は約1兆7900億円、板紙は約6990億円である。そのうち本件で検討対象となっている重袋用両更クラフト紙は約339億円、一般両更クラフト紙は約150億円、ライナーは約2979億円、中芯原紙は約1790億円である。

3 商流

紙・板紙は製紙業者から代理店や卸商を通じて販売される。

4 価格交渉の方法

製紙業者は、紙・板紙の値上げを行う場合には、値上げの旨、希望する値上げ幅及び出荷時期を公表する。これを受けて、代理店は川下事業者（卸商、需要者）と交渉を行う。

製紙業者の値上げは、いずれの品種についても、大手製紙業者間でほぼ同時期に一斉に行われること及び値上げ幅並びに値上げ時期がほぼ同一であることが特徴的である（ただし、製紙業者の公表したとおりに値上げが実現しているわけではなく、前述の交渉の結果、値上げ幅は当初の公表内容より縮減され、かつ値上げ時期も数か月単位で後ろ倒しになっていることが多い。）。

以上のとおり、製紙業者間では、一斉にほぼ同内容の値上げを表明し、引き続

いて各社が値上げに向けた既存の取引先との交渉を開始するという協調的行動がみられる（一斉価格改定）。

第6 製品ごとの検討

1 段ボール原紙（ライナー及び中芯原紙）

(1) 一定の取引分野

ア 商品範囲

(7) 需要の代替性

ライナーは段ボールシートの表裏に使用され、表面に内容物表示等が印刷されることも多いことから、印刷適性を持たせた平滑性のある板紙である必要があり、中芯原紙よりも外観上の品質も高い。他方、中芯原紙はほぼ人目には触れない段ボールシートの中の「段」に使用されることから、ライナーと違って表面の平滑性等の品質は特段求められない。そのため、ライナーが段ボールシートの中心層に、中芯原紙が段ボールシートの外層に使われることはなく、ライナーと中芯原紙の間に需要の代替性はない。

(イ) 供給の代替性

段ボール原紙のうちライナーは、多層抄きの抄紙機で生産され、ライナーを生産している抄紙機で中芯原紙を生産することは可能である。他方、中芯原紙を生産している抄紙機は、通常、一層抄きの抄紙機であり、また、ライナーの製造工程の一部が省略されている場合もあるため、大幅な改造や機器の増設を施さない限り、ライナーを生産するのは困難である。このように、ライナーと中芯原紙の間の供給の代替性は限定的である。

(ウ) 小括

したがって、段ボール原紙については、「ライナー」及び「中芯原紙」をそれぞれ商品範囲として画定した。

イ 地理的範囲

主要な段ボール原紙メーカーは、全国各地に段ボール原紙を販売できる体制を構築している状況にあり、競争事業者や需要者によれば、多くの場合、生産拠点の遠隔地に販売する場合であっても、全国同程度の価格で販売しているとのことである。また、大口需要者等は、全国各地の製紙業者から段ボール原紙を調達している。

以上から、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

(2) 競争の実質的制限についての検討

ア 競争状況

(7) 当事会社の地位

平成26年におけるライナー及び中芯原紙の国内市場の状況は下表の

とおりであり、本件企業結合後の当事会社のそれぞれの市場シェアはライナー約25%（第2位）、中芯原紙約10%（第5位）である。

本件企業結合後の中芯原紙市場全体のHHIは約1,800、HHIの増分は約50であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。これに対し、ライナー市場全体のHHIは約2,100、HHIの増分は約300であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

したがって、以下の項目では、ライナーについて検討する。

【中芯原紙市場における市場シェア（平成26年）】

順位	会社名	市場シェア
1位	A社	約25%
2位	B社	約25%
3位	C社	約15%
4位	D社	約15%
5位	日本製紙	5-10%
6位	E社	0-5%
7位	F社	0-5%
8位	特種東海製紙	0-5%
	その他	0-5%
	輸入	0-5%
合計		100%

【ライナー市場における市場シェア（平成26年）】

順位	会社名	市場シェア
1位	G社	約30%
2位	日本製紙グループ	約20%
3位	H社	約20%
4位	I社	約15%
5位	特種東海製紙	5-10%
6位	J社	0-5%
7位	K社	0-5%
	その他	0-5%
	輸入	0-5%
合計		100%

(イ) 競争事業者の存在

前記(ア)のとおり、ライナーの取引分野には、有力な競争事業者としてG社（市場シェア約30%）、H社（同約20%）、I社（同約15%）が存在するほか、J社（同約5%）等の競争事業者が存在する。

(ウ) 競争事業者の供給余力

競争事業者の中には、過去5年以内に、段ボール原紙に係る抄紙機の新設備を設置し、生産能力を高めているもの、また、段ボール原紙に係る抄紙機の設備を更新して生産量を増加させているものが存在しており、ライナーの分野は、新規の設備投資が行われている分野である。

供給余力の状況は抄紙機ごとに異なり、また、製紙業者は、需要に応じて、同一の抄紙機で併抄している紙を組み替えて、特定の種類の紙の生産量を増加させることができる。そして、競争事業者においてライナーの生産に用いられる抄紙機に関し、その生産余力をライナーの生産に投入することを想定したとすると、一定の供給余力が存在すると考えられる。

イ 輸入

ライナーの国内市場において輸入品が占める割合が、直近において最も高くても5%以下であり、現在でも僅少である。

また、需要者及び代理店に対するヒアリング及び書面調査においても、ライナーについては、品質、納期等の問題により、今後、輸入品が大きく増加するとの意見はみられなかった。

したがって、国内で生産されるライナーに対する輸入圧力は認められない。

ウ 参入（他の品種からの切替えについて）

ライナー市場については、多層抄きの抄紙機を保有している事業者であれば、新規参入は可能であると考えられる。

しかしながら、ライナーの市場規模は、他の紙に比べて横ばい又は微増傾向にあるものの、競争事業者からのヒアリングでは、ライナーを新たに生産するためには相当程度の設備投資等が必要となるとのことであり、実際、少なくとも過去5年において、ライナー市場に新たに参入した事例は見当たらず、今後参入が行われることが見込まれるという特段の事情も存在しない。

したがって、参入圧力は限定的と考えられる。

エ 需要者からの競争圧力

需要者からのヒアリングでは、主に需要者間の販売競争が激しいことや、購買力を背景として、一定の価格交渉力を有していると回答するものが複数存在する。実際、前記第5の4記載の一斉価格改定の際にも、購買力のある需要者については、個別の交渉のときに値上げ幅を公表されたものから抑えて提示されていたり、提示額が小幅であれば、値上げを受け入れないという状況もみられている。さらに、比較的規模の小さい需要者の中にも、値上げに対してはメーカーを切り替えることなどにより対応しているものも存在している。

したがって、比較的規模の大きい需要者を中心として、需要者からの競争

圧力が一定程度認められる。

(3) 独占禁止法上の評価

国内のライナー市場における競争単位が一つ減少するものの、市場シェアが20%を超えるG社を含む有力な競争事業者が3社存在する。また、比較的規模の大きい需要者を中心とした需要者からの競争圧力が一定程度認められることから、本件株式取得により、当事会社が単独で、ライナーの取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

また、前記に加え、新規の設備投資が行われている分野であることなども考慮すれば、前記第5の4記載の一斉価格改定の状況はみられるものの、本件企業結合により、同一斉価格改定がよりやりやすくなるとは言えず、当事会社が他社と協調してライナーの取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

2 クラフト紙（重袋用両更クラフト紙及び一般両更クラフト紙）

(1) 一定の取引分野

ア 重袋用両更クラフト紙

(7) 商品範囲

a 需要の代替性

重袋用両更クラフト紙の主な用途は、米麦等の農作物、肥料、セメント等を入れる大型のクラフト紙袋の原料である。包装用紙の中でも特に強度が要求される品種であるため、当該用途においては、他の品種の紙で代替することはできない。したがって、重袋用両更クラフト紙とその他の品種の紙の間に需要の代替性は存在しない。

b 供給の代替性

製紙業者では、1台の抄紙機で複数の品種の包装用紙（未ざらし包装紙・ざらし包装紙）を製造している実態が認められた。

ただし、未ざらし包装紙のうち筋入クラフト紙及び片艶クラフト紙、ざらし包装紙のうち、純白ロール紙、片艶ざらしクラフト紙及び薄口模造紙はヤンキーマシン⁹がないと生産できないため、これらの品種とその他の包装用紙の間には供給の代替性が存在しない。

以上から、筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶ざらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙全般に一定の供給の代替性が認められた。

⁹ ヤンキーマシンは抄紙機の種類であり、ドライヤーパートにヤンキードライヤーが設置されているもの。ヤンキードライヤーは表面が鏡面仕上げされた円筒形シリンダーであり、湿紙をヤンキードライヤーの表面に張り付けて乾燥させることで、片面だけ艶のついた紙になる。

c 小括

前記bから、筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙全般に一定の供給の代替性が認められた。しかしながら、供給の代替性が認められる品種間において供給者の構成が異なっていたり、供給者の市場シェアも品種ごとに相当程度異なっていたりするため、一定の供給の代替性が認められる点のみをもって、これらの品種全体をまとめて一つの商品範囲として画定することは適当ではない。そこで本件では、重袋用両更クラフト紙とその他の包装用紙の間には需要の代替性が認められないことを踏まえ、「重袋用両更クラフト紙」を商品範囲として画定した。

(イ) 地理的範囲

大口需要者等は、全国の製紙業者から重袋用両更クラフト紙を調達している。その輸送において地理上の制約はなく、地域によって価格が異なることもない。したがって、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

イ 一般両更クラフト紙

(ア) 商品範囲

a 需要の代替性

一般両更クラフト紙は角底袋等包装用の原料として使用される。連合会分類表において、一般両更クラフト紙と同じその他両更クラフト紙に分類される紙に特殊両更クラフト紙があるが、一般両更クラフト紙及び特殊両更クラフト紙の相違点は、前者が未ざらしであるのに対して、後者は（やや白い）半ざらしであるという点のほか、特殊両更クラフト紙は封筒用途に多く使用されており、需要者の中にも封筒の原材料といえれば圧倒的に特殊両更クラフト紙であると述べるものがあつた。したがって、両者間の需要の代替性は限定的であると考えられる。

また、未ざらし包装紙全体は、重袋用両更クラフト紙、その他両更クラフト紙（一般両更クラフト紙及び特殊両更クラフト紙）及びその他未ざらし包装紙（筋入クラフト紙、片艶クラフト紙等）の三つに大別される。その他両更クラフト紙は両面が滑らかでないのに対し、その他未ざらし包装紙である筋入クラフト紙及び片艶クラフト紙は、いずれも片艶加工が施されているため片面が滑らかであり、見た目や印刷適性に大きな違いがある。したがって、その他両更クラフト紙とその他未ざらし包装紙（筋入クラフト紙、片艶クラフト紙）間の需要の代替性も限定的である。

b 供給の代替性

製紙業者では、1台の抄紙機で複数の品種の包装用紙（未ざらし包装

紙・さらし包装紙)を製造している実態が認められた。

ただし、未ざらし包装紙のうち筋入クラフト紙及び片艶クラフト紙、さらし包装紙のうち、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙は、ヤンキーマシンがないと生産できないため、これらの品種とその他の包装用紙の間には供給の代替性が存在しない。

以上から、筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙全般に一定の供給の代替性が認められた。

c 小括

前記bのとおり、筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙全般に一定の供給の代替性が認められる。しかしながら、供給の代替性が認められる品種間において供給者の構成が異なっていたり、供給者の市場シェアも品種ごとに相当程度異なっていたりするため、一定の供給の代替性が認められる点のみをもって、これらの品種全体をまとめて一つの商品範囲として画定することは適当ではない。そこで本件では、前記aから、その他両更クラフト紙(一般両更クラフト紙及び特殊両更クラフト紙)とその他未ざらし包装紙の間の需要の代替性は限定的であること、一般両更クラフト紙と特殊両更クラフト紙の間の需要の代替性が限定的であると考えられることを踏まえ、「一般両更クラフト紙」を商品範囲として画定した。

なお、一般両更クラフト紙の用途によっては、同じ用途に用いられている紙等が存在しており、これらについては、隣接市場からの競争圧力として検討した。

また、筋入りクラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙については、一般両更クラフト紙との間で一定の供給の代替性を有することから、参入圧力として評価できるか否か検討した。

(イ) 地理的範囲

大口需要者等は、全国の製紙業者から一般両更クラフト紙を調達している。その輸送において地理上の制約はなく、地域によって価格が異なることもない。したがって、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

(2) 競争の実質的制限についての検討

ア 重袋用両更クラフト紙

(7) 競争状況

a 当事会社の地位

平成26年における重袋用両更クラフト紙の国内市場の状況は下表のとおりであり、本件企業結合後の当事会社の市場シェアは約25%（第2位）となる。本件企業結合後の市場全体のHHIは約3,400、HHIの増分は約200であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

当事会社の市場シェアの推移をみてみると、過去5年において、特種東海製紙についてはほぼ横ばい、日本製紙については減少しており、当事会社の市場における地位は近年においては低くなっている。

【重袋用両更クラフト紙市場における市場シェア（平成26年）】

順位	会社名		市場シェア
1位	Lグループ	a社	約50%
		b社	約30%
			約20%
2位	特種東海製紙		約15%
3位	M社		約15%
4位	N社		約10%
5位	日本製紙		5-10%
	輸入		0-5%
合計			100%

b 競争事業者の存在

本件企業結合後も、市場シェア約30%（第1位）を有するa社が存在するほか、b社、M社、N社といった市場シェア10%以上の有力な競争事業者が複数存在する。

なお、Lグループについては、a社がb社の議決権の20%超（議決権保有比率は単独で第1位）を保有しており、a社とb社との間には結合関係が形成されている。しかし、同議決権保有比率は20%をわずかに超えるものであること、過去の企業結合審査において、重袋用両更クラフト紙の製造・販売に関しそれぞれ独立して事業活動を行うこと、同製造・販売に関する非公知の情報であって競争上有意な情報を共有しないこと等を当委員会に約束していること等によりa社とb社の間には独立して事業活動を行う関係が維持されていることを踏まえて審査を行った。

c 競争事業者の供給余力

供給余力の状況は抄紙機ごとに異なり、また、製紙業者は、需要に応じて、同一の抄紙機で併抄している紙を組み替えて、特定の種類の紙の生産量を増加させることができる。そして、競争事業者において重袋用

両更クラフト紙の生産に用いられる抄紙機に関し、その生産余力を重袋用両更クラフト紙の生産に投入することを想定したとすると、相当程度の供給余力が存在すると考えられる。また、競争事業者の中には、供給余力を解消すべく、販売強化を図るとしているものが存在している。

(イ) 輸入

重袋用両更クラフト紙の国内市場において輸入品が占める割合が、直近において最も高くても5%以下であり、現在においても僅少である。

また、需要者及び代理店に対するヒアリング及び書面調査においても、重袋用両更クラフト紙については、品質及び納期の問題により、今後、輸入紙が増加するとの意見はみられなかった。

したがって、国内で生産される重袋用両更クラフト紙に対する輸入圧力は認められない。

(ウ) 参入（他の品種からの切替えについて）

包装用紙の品種間に供給の代替性が認められることから（筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く。）、重袋用両更クラフト紙以外の包装用紙を生産している事業者は、当該品種の生産を重袋用両更クラフト紙の生産に切り替えることは可能であると考えられる。

しかしながら、重袋用両更クラフト紙の需要は今後低減していくことが予想されており、積極的に重袋用両更クラフト紙の生産に切り替えるインセンティブは乏しいと考えられるほか、少なくとも過去5年において、新たに参入した事例は見当たらず、今後参入が行われると思われる特段の事情もない。

したがって、参入圧力は限定的と考えられる。

(I) 需要者からの競争圧力

流通業者等からのヒアリングでは、需要者が価格交渉力を有しているという者はほとんどみられず、前記第5の4記載の価格改定時期には、値上げ幅や値上げ時期に多少の相違がみられるものの、ほとんどのケースにおいて、値上げが行われている。

したがって、需要者からの競争圧力が十分に働いているとは認められない。

イ 一般両更クラフト紙

(7) 競争状況

a 当事会社の地位

平成26年における一般両更クラフト紙の国内市場の状況は下表のとおりであり、本件企業結合後の当事会社の市場シェアは約35%（第1位）となる。本件企業結合後の市場全体のHHIは約2,900、HHIの増分は約500であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【一般両更クラフト紙市場における市場シェア（平成26年）】

順位	会社名	市場シェア	
1位	Lグループ	約35%	
		a社	約20%
		b社	約15%
2位	O社	約25%	
3位	特種東海製紙	約25%	
4位	日本製紙	約10%	
5位	P社	5-10%	
	輸入	0-5%	
合計		100%	

b 競争事業者の存在

一般両更クラフト紙の取引分野には、有力な競争事業者としてLグループ（市場シェア約35%）及びO社（同約25%）が存在するほか、P社（同約10%）が競争事業者として存在する。Lグループについては、前記(2)ア(7)b記載のとおり、a社とb社との間に結合関係が認められるところ、一般両更クラフト紙について、重袋用両更クラフト紙と同様の約束は存在しないこと、当該結合関係が生じてから間もないこと等を踏まえ、本件企業結合をより慎重に審査する観点から、一般両更クラフト紙におけるa社とb社との結合関係の程度については判断せずに、Lグループとして審査を行った。

なお、過去10年の競争事業者のシェアの変動をみると約10%変動しているものが複数みられる。

c 競争事業者の供給余力

供給余力の状況は抄紙機ごとに異なり、また、製紙業者は、需要に応じて、同一の抄紙機で併抄している紙を組み替えて、特定の種類の紙の生産量を増加させることができる。そして、競争事業者において一般両更クラフト紙の生産に用いられる抄紙機に関し、その生産余力を一般両更クラフト紙の生産に投入することを想定したとすると、相当程度の供給余力が存在すると考えられる。また、競争事業者の中には、供給余力

を解消すべく、販売強化を図るとしているものが存在している。

(イ) 輸入

一般両更クラフト紙の国内市場において輸入品が占める割合が、直近において最も高くても5%以下であり、現在でも僅少である。

また、需要者及び代理店に対するヒアリング及び書面調査においても、一般両更クラフト紙については、品質及び不良品対応の問題により、今後、輸入紙が増加するとの意見はみられなかった。

以上から、国内で生産される一般両更クラフト紙に対する輸入圧力は認められない。

(ウ) 参入（他の品種からの切替えについて）

一般的な非塗工印刷用紙との間や包装用紙の品種間に一定の供給の代替性が認められることから（筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く。）、非塗工印刷用紙や他の品種の包装用紙を生産している事業者は、当該品種の生産を一般両更クラフト紙の生産に切り替えることは可能であると考えられる。

しかしながら、一般両更クラフト紙の需要は今後低減していくことが予想されており、積極的に一般両更クラフト紙の生産に切り替えるインセンティブは乏しいと考えられる。実際、少なくとも過去5年において、新たに参入した事例はほとんどなく、今後参入が行われると思われる特段の事情もない。

したがって、参入圧力は限定的と考えられる。

(エ) 隣接市場からの競争圧力

一般両更クラフト紙は、主に角底袋や粘着テープ等に使用される。紙袋やショッピングバッグなどの用途において、特殊両更クラフト紙や両更さらしクラフト紙や純白ロール紙など様々な包装用紙等を原紙としたものが存在するほか、粘着テープ用途においては、ポリプロピレンが存在するなど、ほとんどの用途に代替品が存在している。

一般両更クラフト紙はこれらの紙等と競合している状況にあることから、一般両更クラフト紙市場に対し、両更さらしクラフト紙等の複数の隣接市場からの競争圧力がそれぞれ一定程度働いていると考えられる。

(オ) 需要者からの競争圧力

需要者からのヒアリングでは、価格を重視して取引先を選択している様子うかがえる。しかしながら、取引量が小さいことなどを考えて、前記第5の4記載の価格改定時期には、価格交渉をそもそも行わない、値上げはそのまま受け入れるといった需要者が目立った。

したがって、需要者からの競争圧力が十分に働いているとは認められない。

(3) 独占禁止法上の評価

ア 重袋用両更クラフト紙

国内の重袋用両更クラフト紙市場における競争単位が一つ減少するものの、市場シェアが30%を超えるa社が依然市場シェア1位で存在しているほか、市場シェア10%を超える有力な競争事業者が3社存在していることから、本件企業結合により、当事会社が単独で、重袋用両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

また、前記に加え、当事会社の市場シェアが減少傾向にあることも考慮すれば、前記第5の4記載の一斉価格改定の状況はみられるものの、本件企業結合により、同一斉価格改定がよりやりやすくなるとは言えず、当事会社が他社と協調して重袋用両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

イ 一般両更クラフト紙

国内の一般両更クラフト紙市場における競争単位が一つ減少するものの、市場シェアが20%を超えるLグループ及びO社の2社の有力な競争事業者が存在すること、そのほかにも一定の市場シェアを有する競争事業者が1社存在すること、また、隣接市場からの競争圧力が一定程度働いていると考えられることから、本件企業結合により、当事会社が単独で、一般両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

また、前記に加え、一般両更クラフト紙の市場規模は縮小傾向であるものの、市場シェアの変動が比較的大きい分野であることをも考慮すれば、前記第5の4記載の一斉価格改定の状況はみられるものの、本件企業結合により、同一斉価格改定がよりやりやすくなるとは言えず、当事会社が他社と協調して一般両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第7 結論

以上から、本件企業結合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

以上

(参考) 企業結合審査のフローチャート

